

日本書紀編纂についての一疑問

——区分論との関係について——

主任研究員 松田 信彦

一 はじめに

『日本書紀』の編纂の過程については、『古事記』序文のような明確な資料が存在しないため、未だに明らかになってはいない。わずかにその成立については、『続日本紀』の養老四年五月癸酉条に、⁽¹⁾是より先、一品舍人親王、勅を奉けたまはりて、日本紀を修む。是に至りて功成りて奏上ぐ。紀卅卷系図一卷なり。

という記述があるのみで、その成立時期が西暦でいえば七二〇年で、その編纂に舍人親王が関わっていることは確認できる。しかし、どういった経緯で、この『日本書紀』が成立し、どのような編纂事業が行われてきたのかは、まったく窺い知ることができない。

しかし、わずかにその様相が窺える史料がないわけではない。たとえば、『日本書紀』天武天皇十年三月丙戌条には、⁽²⁾

天皇、大極殿に御して、川嶋皇子・忍壁皇子・広瀬王・竹田王
・桑田王・三野王・大錦下上毛野君三千・小錦中忌部連首・小
錦下阿曇連稻敷・難波連大形・大山上中臣連大嶋・大山下平群
臣子首に詔して、帝紀及び上古の諸事を記し定めしめたまふ。

大嶋・子首、親ら筆を執りて以て録す。

とあり、一般に、この天武天皇十年三月に、直接的な修史事業が始まって、最終的には『日本書紀』の完成につながっていったものと考えられている。これを裏付けるように、『古事記』の序文には、⁽³⁾

是に天皇詔りたまひしく、「朕聞く、諸家の實る帝紀及び本辭、既に正実に違ひ、多く虚偽を加ふと。今の時に当りて、其の失を改めずば、未だ幾年をも経ずして其の旨滅びなむとす。斯れ乃ち、邦家の経緯、王化の鴻基なり。故惟れ、帝紀を撰録し、旧辭を討覈して、偽りを削り実を定めて、後葉に流へむと欲ふ。」とのりたまひき。

と、『古事記』撰録の始発を語るところで、天武天皇の詔を示す。この詔が、先の『日本書紀』の天武天皇十年三月条の詔と同一かどうかは不明であるが、記紀ともに天武天皇の時代に修史事業の命令が出たことを記すのは、天武天皇の歴史編纂に対する強い意志の表れであり、実際にそのような修史事業に力をいれたであろうことは、衆目の一致するところである。しかし、すべての始まりがこの天武天皇の詔にあつたわけではない。『日本書紀』推古天皇二十八年是歳条には、

是歳、皇太子・嶋大臣、共に議りて、天皇記及び国記、臣連伴造国造百八十部并て公民等の本記を録す。
とあり、天皇記や国記と称されるものがあり、その名前から、天皇

の歴史及び国の歴史が記された書物であったことは十分に想像できる。そして推古朝には国家レベルとは言えないまでも、皇族と一部の有力豪族との間で、修史事業が行われており、これ以外にも各豪族等によっても、同様の史料が作成された可能性も否定できない。先に引用した『古事記』序文の中にも「諸家の精る帝紀及び本辞」とあるのもそれを窺わせる。しかし、これらが現存していないため、その実態や、記紀の編纂との関係は不明である。『日本書紀』皇極天皇四年六月条には、

己酉に、蘇我臣蝦夷等、誅されむとして、悉に天皇記・国記・珍宝を焼く。船史恵尺、即ち疾く、焼かるる国記を取りて、中大兄に奉献る。

とあり、天皇記・国記が焼かれるという記事があるが、そのうち一部の国記は回収され、後の修史事業の際の史料になったことは十分考えられる。

ここで改めて注目すべきことは、『日本書紀』天武天皇十年三月の詔にも、『古事記』序文にも帝紀という語が見え、また『日本書紀』推古・皇極天皇条には天皇記という語がある一方で、上古の諸事・本辞（旧辞）・国記という語も見える。すなわち推古朝に見える修史事業も、天武朝に見える修史事業も、天皇の歴史を記すものと、それ以外の事柄を記したものを区別しているということである。しかし、現に我々が目にしている『古事記』『日本書紀』は、それ

らの明確な区別はない。現在では『古事記』の中下巻であれば、各天皇条の最初と最後に定型的に見られる宮の記載、后妃皇子女の記載、そして崩御年及び御陵記事などを、便宜的に、帝紀の記事などと呼ぶことはあっても、『古事記』のこの部分が帝紀であるというように固定することはできない。

そう考えると、天武天皇の詔が、『日本書紀』編纂の始発という、現在の大きっぱな見方を先に示したが、それが直接に『日本書紀』の成立に結びついているとは言えない。あくまで国家的な修史事業の始まりを示すものであり、当初は帝紀と上古の諸事（本辞・旧辞）の撰録であったものが、いつどのようにして現在、我々が目にしている『日本書紀』に結実したのかは不明であると言わざるを得ない。ただ、『日本書紀』完成直前の和銅七年二月戊戌の『続日本紀』の記事に、

従六位上紀朝臣清人、正八位下三宅臣藤麻呂に詔して、国史を撰せしめたまふ。

とあり、この国史が直接的に『日本書紀』のことを指すとも考えられているが、これを一般的な今後の史料編纂（『続日本紀』などの編纂のため）を意味していると考える研究者もおり、定説をみない。しかし、仮にこれを『日本書紀』選録を指示した詔であったとすれば、ここで「国史」と表記して「帝紀」や「上古の諸事（本辞）」などの語が見えないのは、完成した『日本書紀』を見ても納得でき

る。つまり初めは「帝紀」や「上古の諸事（本辞）」の撰録から始まった事業が、国史編纂につながり、『日本書紀』の成立につながるといふ流れを確認できるであろう。

このように、七世紀から八世紀にかけての、天皇家を中心とした国家規模の歴史編纂事業の流れは、大筋で確認できるものの、それでは、いったい『日本書紀』は具体的に誰がどのような作業で編纂・筆録していったのかというと、これはまったく不明であるとしか言えない。『続日本紀』には舍人親王が奏上したとあるが、この記事をもって舍人親王が真の編纂者であるとはいえない。あえて想像するならば、現在でも辞書や事典を作る際、実際に原稿を書き編集する人とは別に監修をおく場合があるが、舍人親王もいわばそのような役で、『日本書紀』編纂プロジェクトの代表ではあっても、実際にその編纂作業を行ったとは考えにくい。そのことは、古事記の編纂筆録に大きく関わった太安万侶が正五位上であったし、先に示した『続日本紀』和銅七年の国史編纂記事においても、その担当者は紀清人が従六位上、三宅藤麻呂は正八位下の身分であることを見ても、中級から下級役人が実務に当たったものと考えられる。あるいは、『日本書紀』天武天皇十年の詔の記事のあとで、大山上中臣連大嶋・大山下平群臣子首の二人が筆録作業に従事したことを示す記事があるが、この大山上・大山下という冠位は孝徳から天智朝にかけての位で、天武朝までこの位が存在したかは疑問もあるが、養老

令に換算すれば、だいたい六位相当の冠位なので、これらの例を総合すれば、実際に国史を編纂する作業に当たったのは、やはり五位から八位程度の中・下級役人であったと考えられる。

さて、『古事記』は太安万侶・稗田阿礼以外で編纂・筆録に携わった人の名は見えないし、その文章の量からいっても太安万侶一人の筆で書かれた可能性は高いが、『日本書紀』は、全三十巻の分量と、その巻ごとの性格から、とうてい一人の人間の筆によるものではないことは、多く指摘されるところである。その一つに、従来から、区分論と呼ばれる研究があり、これによって、『日本書紀』のある程度の巻ごとの性質は明らかになったが、未だ編纂の実態には迫っているとは言えない。それは本来、区分論は編纂論とは、必ずしも向いている方向が同じであるとはいえないからだが、近年ではその区分論の成果を編纂論に結びつけようとする研究も出てきている。しかし、未だ十分とはいえず、本稿では、区分論を再検討しつつ、『日本書紀』編纂の実態を少しでも明らかにするため、以下検討を行う。

二 欠史八代巻における即位記事・立太子記事の比較

『日本書紀』が誰の手によって編纂されたのかは前述のごとく、不明であるが、どのような編纂が行われていたのかは、部分的ではあるが『日本書紀』本文性格やそのほか状況証拠により推測される

箇所がある。たとえば、『古事記』と比べ数多くの史料を直接・間接に引用することは編纂態度として認められるし、おそらくは複数の人の手によって出来たことも想定できることから、かなり大きなプロジェクトとして、編纂事業が行われていたことは間違いないだろう。これは、結果として、一品舎人親王が奏上するというかたちを取ることも、『古事記』とは異なり、国家的なプロジェクトとして進められていったことは想像に難くない。その実態はわからなくとも、これまでの研究により、『日本書紀』内部の文字使用の偏りから、『日本書紀』の各巻の性格の傾向も分析されてきた。これがいわゆる区分論である。

近年、区分論を正面から取り上げる研究は少ないが、その中でも森博達氏の業績が目立つ。区分論の研究史のまとめは森氏の著書にも詳しくまとめられているので、ここで改めてまとめるようなことはしないが、これまでの区分論の行き着いたところは、『日本書紀』全三十巻が、おおむね、二つのグループに分類できることと、そのグループが、巻一から巻十三、巻十四から巻二十一、巻二十二と巻二十三、巻二十四から巻二十七、巻二十八以降と、分類できることでは一致している。研究者によって細かい異同はあるし、特に巻一、二の神代巻をどう扱うか、巻三十を巻二十八、二十九と同一グループと見るかどうかなど意見の分かれるところもあるが、用字・用語・語法・出典・注など様々な観点からの研究がなされていて、大枠

では前述のような結論に落ち着くようである。

本来、この区分論はあくまで、『日本書紀』の本文を分析すると、結果的に偏りがでて、いくつかのグループに区分出来るということが主旨であり、編纂とは直接結びつくものではないが、その性格の違いの原因を突き詰めると、どうしても編纂の問題に行き当たる。それは、編纂者の違いがグループの違いというように説明するのが、一見、もつとも現実的であるからだ。現実に最近の区分論を取り上げる研究のほとんどは、編纂者の問題を結論に据える。しかし、筆者はこの問題は、もう少し慎重に検討する必要があると考える。

まず、問題は、先に述べたように、『日本書紀』の編纂は、比較的大がかりな国家事業と考えられ、何人もの官人が関わっているはずであるが、なぜきれいに二つのグループに分かれ、しかもそれが編纂者の問題であるとすり替えることが出来るのかは、大きな疑問である。あくまで結果論として、『日本書紀』の本文が二つの傾向を持つというのであれば、それを否定するつもりはないが、それを編纂とイコールで結ぶのは問題である。まず、これまでの区分論の調査法としては、ある文字なり、言葉に注目して、その言葉が使用されるか否かでの分類を行ってきた。つまり、○か×かで分類を行うので、結果としては二つのグループにしか分類できないのである。これがこれまでの区分論の大きな問題である。これは用字・用語だけでなく、出典にしても、語法にしても同じである。そういう出典

があるかないか、そういう語法を使うか使わないかで分類をするからである。しかたがって、どうしても二つのグループに分かれるのである。

しかし、そういう○×方式の分類にはいくつか問題が出てくる。

現実の区分論は、単純な○×ではなく、その文字なり用語なりの出てくる数も問題にするからである。つまり、ある調査対象の用字なり用語なり語法なりがどのくらい多く使われるかでも区分している点である。この方法だと、たとえば十例あればAグループに入るが、一例ではBグループに入る場合が出てくる。この場合、十と一では一見明らかな相違にも見えるが、三例だったらどちらにはいるのか、五例だったらどうするのかの明確な区別がない。この場合、他の調査用例の結果に引きずられて、厳密な分析・分類が出来なくなっているのが現状である。

たとえば、分注の件数の多少で分類を行った太田善磨氏⁶⁾は、分注が二十以上出てくる巻三、十四、十五、十七、十九から二十一、二十四から二十七の各巻に注目して、それぞれ巻十四から二十一までと巻二十四から二十七をひとつのグループとして位置付けた。そして、それ以外の巻十三以前、巻二十二、二十三、巻二十八以降をそれぞれグループとした。しかし、二十以上の分注が出てくる巻という基準が、非常に曖昧で、たとえば、巻九は十八の分注があるが、それは分注が二十以上あるグループとどのような差があるのか。ま

た巻十六と十八はそれぞれ七例と十三例の分注しか持たないが、分注二十以上のグループにまとめられているのはどうしてなのか。結局はグループという以上、それなりのまとまりが必要であるという先入観で、少々の例外は目をつぶるのと、他の用例で同じような分類になれば、それを根拠に、例外は例外として処理されるのである。

他にもたとえば、鴻巣隼雄氏⁷⁾は様々な用語に着目して、その数を調査分類して雄略天皇紀から崇峻天皇紀までをBグループとし、その前後をA（安康紀以前）ないしA（推古紀以降天智紀まで）とした（後世の区分論の中には、これを巻十四から巻二十一までをBとしたと捉えている論もあるが、結果的にはそうでも、そういう見方はよくない）。その調査語彙の中で、確かにある語に注目すると、鴻巣氏の区分されたBグループのような、ひとつの区分が成り立つのであるが、別の語に注目すると、必ずしもそうなっていないケースがしばしば出てくる。しかし、なぜそういう中でBという区分を打ち出したのか。これは、結論から言えば、他のいくつかの語を調べると、雄略天皇紀（巻十四）から崇峻天皇紀（巻二十一）までには、全く出てこないのに、その前後には出てくるというケースがあるからである。つまり先ほどは○か×かで分類すると言ったが、現実には×だけで分類されているケースが多々あるのである。これは実は統計分類をする際には非常に危ない分析である。というのも、ある現象が認められるのは何らかの必然があつて、その現象が顕現

するが、ない場合はそれが証明できないからである。明確な理由があつてその現象が排除されたのか、単に、その現象が起こる条件がそろわなかつたのか、判断が付かないからである。

このように、これまでの区分論は、各々の調査対象が『日本書紀』の中でどのように分布しているのかは明確に立証できる。その意味で、『日本書紀』の文章の性格を見ていくには非常に有効な方法であつたが、そのような現象がなぜ起こつたのかまでは論証されていない。漠然とそれを編纂者の問題と考えるところで、なんとなく論が落ち着いているが、単に○×だけの偏在の問題を編纂者の問題にすり替えてしまうのは、はなはだ危険である。

ここで、いくつかの具体的な問題を取り上げて、検討を行いたい。これまでの区分論で、ほとんど異なるのは、卷一、二の扱いに目をつぶれば、卷十三までをひとつのグループにしてしまうということである。用字・用語・語法など様々な調査に基づいた区分論でも、ここはほとんど動かない。しかし、たとえば欠史八代を収載する卷四も当然このグループに入れられたわけであるが、この卷四は八代の天皇紀から成る。しかし、この八代の天皇紀ごとの記事を比較してみるとおもしろいことがわかる。少々煩雑になるが、欠史八代の立太子記事と即位記事及び遷都・崩御関係などを抜粋したものを羅列する。

(綏靖)

元年春正月壬申朔己卯、神渟名川耳尊、即天皇位。都葛城。是謂高丘宮。尊皇后曰皇太后。是年也、太歲庚辰。

廿五年春正月壬午朔戊子、立皇子磯城津彦玉手看尊、為皇太子。

卅三年夏五月、天皇不予。癸酉、崩。時年八十四。

(安寧)

天皇以神渟名川耳天皇廿五年、立為皇太子。年廿一。

卅三年夏五月、神渟名川耳天皇崩。其年七月癸亥朔乙丑、太子即天皇位。

元年冬十月丙戌朔丙申、葬神渟名川耳天皇於倭桃花鳥田丘上陵。尊

皇后曰皇太后。是年也、太歲癸丑。

二年是歲、遷都於片塩。是謂浮孔宮。

十一年春正月壬戌朔、立大日本彦耜友尊、為皇太子也。

卅八年冬十二月庚戌朔乙卯、天皇崩。時年五十七。

(懿德)

磯城津彦玉手看天皇十一年春正月壬戌、立為皇太子。年十六。

卅八年冬十二月、磯城津彦玉手看天皇崩。

元年春二月己酉朔壬子、皇太子即天皇位。

秋八月丙午朔、葬磯城津彦玉手看天皇於畝傍山南御陰井上陵。

九月丙子朔乙丑、尊皇后曰皇太后。是年也、太歲辛卯。

二年春正月甲戌朔戊寅、遷都於輕地。是謂曲峽宮。

廿二年春二月丁未朔戊午、立觀松彥香殖稻尊、為皇太子。年十八。

卅四年秋九月甲子朔辛未、天皇崩。

(孝昭)

天皇、以大日本彥耜友天皇廿二年春二月丁未朔戊午、立為皇太子。

卅四年秋九月、大日本彥耜友天皇崩。

明年冬十月戊午朔庚午、葬大日本彥耜友天皇於畝傍山南織沙谿上陵。

元年春正月丙戌朔甲午、皇太子即天皇位。

夏四月乙卯朔己未、尊皇后曰皇太后。

秋七月、遷都於掖上。是謂池心宮。是年也、太歲丙寅。

六十八年春正月丁亥朔庚子、立日本足彥國押人尊、為皇太子。年廿。

八十三年秋八月丁巳朔辛酉、天皇崩。

(孝安)

天皇、以觀松彥香殖稻天皇六十八年春正月、立為皇太子。

八十三年秋八月、觀松彥香殖稻天皇崩。

元年春正月乙酉朔辛亥、皇太子即天皇位。

秋八月辛巳朔、尊皇后曰皇太后。是年也、太歲己丑。

二年冬十月、遷都於室地。是謂秋津嶋宮。

卅八年秋八月丙子朔己丑、葬觀松彥香殖稻天皇于掖上博多山上陵。

七十六年春正月己巳朔癸酉、立大日本根子彥太瓊尊、為皇太子。年

廿六。

百二年春正月戊戌朔丙午、天皇崩。

(孝靈)

天皇、以日本足彥國押人天皇七十六年春正月、立為皇太子。

百二年春正月、日本足彥國押人天皇崩。

秋九月甲午朔丙午、葬日本足彥國押人天皇于玉手丘上陵。

冬十二月癸亥朔丙寅、皇太子遷都於黑田。是謂廬戶宮。

元年春正月壬辰朔癸卯、太子即天皇位。尊皇后曰皇太后。是年也、

太歲辛未。

卅六年春正月己亥朔、立彥國牽尊、為皇太子。

七十六年春二月丙午朔癸丑、天皇崩。

(孝元)

天皇以大日本根子彥太瓊天皇卅六年春正月、立為皇太子。年十九。

七十六年春二月、大日本根子彥太瓊天皇崩。

元年春正月辛未朔甲申、太子即天皇位。尊皇后曰皇太后。是年也、

太歲丁亥。

四年春三月甲申朔甲午、遷都於輕地。是謂境原宮。

六年秋九月戊朔癸卯、葬大日本根子彦太瓊天皇于片丘馬坂陵。

廿二年春正月己巳朔壬午、立稚日本根子彦大日日尊、為皇太子。年十六。

五十七年秋九月壬申朔癸酉、大日本根子彦国牽天皇崩。

(開化)

天皇、以大日本根子彦国牽天皇廿二年春正月、立為皇太子。年十六。

五十七年秋九月、大日本根子彦国牽天皇崩。

冬十一月辛未朔壬午、太子即天皇位。

元年春正月庚午朔癸酉、尊皇后曰皇太后。

冬十月丙申朔戊申、遷都于春日之地。△春日、此云箇酒鵝。▽是謂

率川宮。△率川、此云伊社箇波。▽是年也、太歲甲申。

五年春二月丁未朔壬子、葬大日本根子彦国牽天皇于劔池嶋上陵。

廿八年春正月癸巳朔丁酉、立御間城入彦尊、為皇太子。年十九。

六十年夏四月丙辰朔甲子、天皇崩。

冬十月癸丑朔乙卯、葬于春日率川坂本陵。△一云、坂上陵。時年百十五。▽

このように羅列して一覧すると、まず気になるのが天皇が即位する場面(傍線部)での皇太子の称号である。皇太子制度というのがいつ頃から成立し、ヒツギノミコを皇太子と称すようになったのが

いつなのかは、はっきりしないが、もちろん史実をそのまま反映したものでないことは欠史八代ということに合わせて考えても明らかである。この場合、編纂当時の認識がそこに反映されていると思つてよからう。そこで新たに即位する人物、すなわち皇太子がどのよう書き表されるかを比較すると、綏靖天皇(神渟名川耳尊)は周知のとおり庶兄手研耳命との皇位継承争いの結果、兄神八井耳命から皇位を譲られて即位するという特殊な事情により、立太子することなく即位するので、「神渟名川耳尊、即天皇位」と実名で書かれるが、それ以降の七代の天皇を見ると、安寧天皇と、孝霊・孝元・開化の三天皇の合わせて四代の天皇は「太子即天皇位」のように「太子」と表記される。これに対して、懿徳・孝昭・孝安の三代の天皇は「皇太子即天皇位」のように「皇太子」と表記される。このようにいわば定型とも言うべき即位記事の文章は、もし同一の人物乃至一つのグループが編纂・筆録を行ったとしたら、このような差違が生じるであろうか。まさにこの皇太子(太子)の用語に注目すれば、第四代から第六代の三代の天皇は、一つのグループを為していると言えるし、第七代から第九代の三代の天皇も一つのグループを為していると言えよう。なぜこのような差違が生じたのかは明確ではない。ただ、たとえば安寧・孝霊・孝元の三天皇は、各天皇紀の最初に、その天皇の出自が書かれるが、そこで、「○○天皇は□□天皇の太子なり」と、先代天皇の嫡男(第一子)であることが書

かれており、その流れで、「太子即天皇帝」という表記が出た可能性もあるが、開化天皇は第二子であるにもかかわらず、「太子即天皇帝」と書かれるし、逆に孝昭天皇は太子（第一子）であるにもかかわらず、「皇太子即天皇帝」と書かれることから、この可能性は薄いと考える。

この皇太子と書くか太子と書くのかの相違の原因は、これまでの区分論にはなかった視点でもある定型文の比較ということから、あるいは筆録者（編纂者）の相違ということが原因の一つとして考えられると思われるのである。しかし、他の原因が考えられないわけではない。たとえば、『日本書紀』編纂に当たつての原資料の文字遣いが、そのまま『日本書紀』本文に反映する場合である。当然、書紀編纂時には多くの資料や草稿のようなものがあつたと考えられ、最終的な清書化の段階で、その表記がそのまま筆録者によつてコピーされた可能性があるからである。また、他に同じ表現が続くのを避けるためということも考えられるが、天皇紀をまたがつてそういうことをする必要はないし、仮にあつたとしても、なぜ懿徳・孝昭・孝安と、孝霊・孝元・開化の三代づつで変えるのかという必然性が説明できない。いろいろな可能性を考えても、やはり筆を執つた人物の違いか、原資料の相違がそのまま反映したと考えるのがもっとも自然である。そうすると、いずれにせよ複数の人の筆の反映ということになる。もちろん、仮に最終的な清書化の段階で一人の筆録

者がいて、その人物が草稿（もしくは原資料）をそのまま写したような場合、これを編纂行為とは定義しないのを前提とした場合である。そう考えると、この巻四の欠史八代のうち、綏靖天皇は不明であるにせよ、「太子」と書いた人物と「皇太子」と書いた人物の最低二人の編纂担当がいたことになるのであるが、実は簡単にそうとは言えないのである。

ここで、即位記事に先立って書かれる、立太子記事（波線部）に注目してみたい。立太子記事には先代天皇紀に書かれる記事と、当該天皇の、いわば即位前紀に書かれる記事と二つの立太子記事がある。このうち、先代の天皇紀に書かれる立太子記事はすべて、「立（皇子）○○尊、為皇太子（也）」という定型の文章で表現される。つまりすべて「皇太子」と書かれているのである。これは先に示した、即位記事で「太子」と表記される天皇紀であっても、立太子記事では「皇太子」と書かれるのである。また、即位前紀に見られる記事も同様で、綏靖天皇を除くすべてが「立為皇太子」となっている。つまり立太子記事では、すべて「皇太子」の語が用いられるのである。この点に注目すると、先の例で示したように、片や即位記事では「太子」と書き、片や立太子記事では「皇太子」とかくのは矛盾であると思えてくるのであるが、よくよく考えれば、皇太子制を前提とした立太子記事なので、「立為太子」ということは絶対にはありえないのである。この立太子記事で注目すべきは、立太子

時の年齢を記す場合とそうでない場合があるということである。たとえば、即位前紀の立太子記事では、安寧・懿徳・孝元・開化の四天皇紀には定型表現の「立為皇太子」の直後に「年〇〇」と記される。また次の後継者を記す立太子記事（天皇の立場から言えば、先代の天皇紀）に年齢を記すのは、懿徳・孝安・孝元・開化の四天皇紀で、これも定型表現の「立〇〇尊、為皇太子」の直後に「年〇〇」と記すのである。即位前紀と次の後継者の両方に年齢を記すのは懿徳・孝元・開化の三天皇紀であるが、この相違は一体何が原因なのだろうか。一つは当然筆録者（編纂者）の相違で、方針が異なる場合。もう一つは年齢を示すデータ（史料）がなかった場合である。後者の可能性は十分に考えられる。たとえば、立太子記事以外でも、天皇崩御に際し、年齢を記す場合がある。綏靖・安寧の両天皇紀がそうであるが、綏靖は先に述べたとおり立太子記事がないので別として、安寧天皇は天皇崩御時に五十七歳であることが記されている。しかし、立太子は綏靖天皇二十五年に二十一歳で、綏靖天皇は三十三年に崩御し、翌年に安寧天皇は即位するので、三十歳の時に即位したことになる。しかし、安寧天皇は三十八年に崩御するので、計算上は六十七歳で崩御したこととなり、崩御記事の五十七歳とは違ってくるのである。これは単純に十年計算間違えたというような問題ではなからう。これはやはり、元々の資料によって書かれた可能性が大きいと考えられる。当然そのような資料がなければ書けな

いのは当たり前であるが、あっても書かないというようなことがあつたかどうかが問題である。たとえば、孝安天皇紀には次の孝霊天皇の立太子記事に「年廿六」とあるにもかかわらず、孝霊天皇の即位前紀ではその年齢を記さない。もし、一人の筆録者によって書かれていたのなら、当然直前に年齢がでてくるので、書かない理由はない。ここで考えられるのは、一人の筆録者の手によって書かれているが、原資料または草稿にない情報は書かないという原則があつたか、各天皇紀が別々の人によって書かれて、最後に巻四にまとめられたかであろう。一人の人物の手で、ある程度の構想を持って書かれたものならば、（定型の文章であれば特に）それ相応の書き方の統一が見られてもおかしくはないのであるが、欠史八代の文章を見る限り、そう書かれているようには見えないのである。したがって、この場合、欠史八代が一人の編纂者の手で成立したという積極的な証拠は見出しにくいのである。

さて、これまで、天皇即位・立太子記事を中心に検討してきたが、もう少し、細かな点を見ていきたい。まず天皇崩御記事についてである。これも、即位・立太子記事同様、原則として天皇の記事としては欠くことの出来ないものであり、その意味でも、文章としては定型化しやすい記事である。現実に欠史八代の天皇のうち、安寧・懿徳・孝昭・孝安・孝霊・開化の六代の天皇の崩御は、完全に定型文として書かれている。すなわち「〇〇年十季節十月日十天皇崩」

の表現である。安寧天皇だけは、その後ろに、崩御時の年齢が記される。ここで綏靖天皇については、まず「天皇不予」と、天皇が危篤になった記事があり、その後、「癸酉、崩。時年八十四」とあり、やや他と異なるが、おもしろいのは、孝元天皇である。ここは基本的に先に示した六代の天皇の定型と同じのだが、唯一、「天皇崩」とあるところが、「大日本根子彦国牽天皇崩」と、他は単に「天皇」としか記されないところで、わざわざ天皇の名を記している。これは極めて例外的な表記であり、普通、天皇の名はその天皇紀の最初に提示された後は、すべて「天皇」だけで記されるのが普通であり、ここは単純なミスとも考えられるのであるが、注意すべき箇所である。ちなみに、即位前紀で先代天皇の崩御が記されるが、これは綏靖天皇即位前紀を除いて、すべて例外なく「〇〇年十季節十月十〇〇〇天皇崩」の定型文で、必ず天皇の名が記されるので、この表記法に引きずられた可能性もある。

もうひとつ細かな点であるが、やはり定型的にみられる、遷都記事と、御陵記事であるが、それぞれ「遷都十置き字十場所」「葬〇〇天皇十置き字十□□陵」と、綏靖天皇紀以外は、ほぼ定型化した表現であるが、この両者の場所を示す置き字（傍点部）の使い方も特徴がある。たとえば、安寧・懿徳・孝昭の三代の天皇紀では、すべて「於」の文字が使用されている。これに対し、孝安・孝霊・孝元の三代の天皇紀では、遷都記事では「於」、御陵記事では「于」

を用いるというように、明確に使い分けている。また開化天皇紀では、両方とも「于」が用いられており、他とはまた異なっている。確かにこのような置き字は、一人の人間が書いた文章においても、様々な使われ方をするが、本来それは文脈であったり、語気によって使い分けるもので、このような定型の文であえて変える必要はないし、仮にその時々気分を変えたとするには、あまりに整然としている。

以上、様々な観点から欠史八代の定型表現の分析を行ってきたが、どの場合にも、まず綏靖天皇紀は、欠史八代の中では異例の書き方がされていて、他の七代とは性格を異にしている。むしろ、定型的な文が規則的にならぶ欠史八代の中では、唯一と言って良いほどの長い説話を即位前紀にもつことから、他の七代の天皇紀よりも、神武紀に近い性格を持つと言っても過言ではない。これは、編纂者の問題というよりも、資料的な問題も多分に関わっていると考えられるが、たとえば、先に示した置き字の問題などでは、神武天皇紀も、綏靖天皇紀も安寧天皇紀とは異なる共通点がある。神武天皇崩御の場面では「天皇崩于橿原宮」とあり御陵記事では、置き字は用いられない。綏靖天皇紀では、天皇の兄、神八井耳命の薨去記事で「即葬于畝傍山北」とある。このように、比較的定型的な崩御記事・御陵記事では、「于」の置き字が用いられるか、あるいは置き字を使わないという用字は、明らかに安寧天皇以下三代の「於」を使う用

字とは異なる。もちろん、神武紀にも綏靖紀にも、「於」が用いられる場合は多々あるが、それは、いわば物語りの部分であり、これまで比較してきた機械的に記される定型文とは、一線を画す必用があるろう。

このように、綏靖天皇紀は、欠史八代の中では文章の内容から見ても、用語・用字の面から見ても、異質であることは確認してきたとおりであるが、それでは、他の七代の天皇紀はどうかといえ、これも、先に確認してきたとおり一様ではない。欠史の名のとおりに、具体的な歴史（物語）を持たず、画一的に天皇の限られた情報の記述に終始するところは同じであるが、細かく見ると、その用字・用語には差がある。

ここで何が問題になるのかといえ、それは、これまでの区分論が、巻という単位で研究が行われ、それを編纂論に結び付ける場合も、巻単位で編纂が行われたということが大前提で論じられている点である。まず、なによりもこの前提で正しいのかということが、今まで全く検証されずにいたことが問題なのである。あくまで『日本書紀』の巻ごとの偏向を考察するには、これまでの区分論は大きな成果があったといえよう。しかし、『日本書紀』の文章の性格を考えるのに、巻という枠をはめて検討することの意味を、もう一度問い直す必用があるのではないのか。まして、それを編纂の問題に結びつけるのならなおさらである。巻四の欠史八代の文章を比較

しただけでも、これだけの天皇紀ごとの偏向があるのであるから、むしろ、巻という枠組みを取り外して、天皇紀ごとの性格を検討することで、編纂という問題にも踏み込んでいけるのではなからうか。

三 卷十三までの各天皇紀の記事の比較

ここで、巻四欠史八代以外の天皇紀も見ていきたい。他の巻は一代の天皇紀で一卷を形成するものも多く、その意味では、巻Ⅱ天皇紀の構図になるケースが多々あるが、あくまで天皇紀という区分で考察していく。

（巻5、崇神）

天皇年十九歳、立為皇太子。識性聰敏。幼好雄略。既壯寬博謹慎、崇重神祇。恆有絳綸天業之心焉。

六十年夏四月、稚日本根子彦大日々天皇崩。

元年春正月壬午朔甲午、皇太子即天皇位。尊皇后曰皇太后。是年也、太歲甲申。

三年秋九月、遷都於磯城。是謂瑞籬宮。

（四十八年）四月戊申朔丙寅、立活目尊、為皇太子。

天皇踐祚六十八年冬十二月戊申朔壬子、崩。時年百廿歲。

明年秋八月甲辰朔甲寅、葬于山辺道上陵。

(卷六、垂仁)

天皇以御間城天皇廿九年歲次壬子春正月己亥朔、生於瑞籬宮。生而有岐嶷之姿。及壯儻大度。率性任真、無所矯飾。天皇愛之、引置左右。廿四歲、因夢祥、以立為皇太子。

六十八年冬十二月、御間城入彥五十瓊殖天皇崩。

元年春正月丁丑朔戊寅、皇太子即天皇位。

冬十月癸卯朔癸丑、葬御間城天皇於山辺道上陵。

十一月壬申朔癸酉、尊皇后曰皇太后。是年也、太歲壬辰。

卅七年春正月戊寅朔、立大足彥尊、為皇太子。

九十九年秋七月戊午朔、天皇崩於纏向宮。時年百卅歲。

冬十二月癸卯朔壬子、葬於菅原伏見陵。

明年春三月辛未朔壬午、田道間守、至自常世國。則齋物也、非時香

菓八竿八縵焉。(以下略)

(卷七、景行)

活目入彥五十狹茅天皇卅七年、立為皇太子。△時年廿一。▽

九十九年春二月、活目入彥五十狹茅天皇崩。

元年秋七月己巳朔己卯、太子即天皇位。因以改元。是年也、太歲辛未。

(五十一年) 秋八月己酉朔壬子、立稚足彥尊、為皇太子。

六十年冬十一月乙酉朔辛卯、天皇崩於高穴穗宮。時年一百六歲。

(同、成務)

大足彥天皇四十六年、立為太子。年廿四。

六十年冬十一月、大足彥天皇崩。

元年春正月甲申朔戊子、皇太子即位。

二年冬十一月癸酉朔壬午、葬大足彥天皇於倭國之山辺道上陵。

四十八年春三月庚辰朔、立甥足仲彥尊、為皇太子。

六十年夏六月己巳朔己卯、天皇崩。時年一百七歲。

(卷八、仲哀)

稚足彥天皇四十八年、立為太子。△時年卅一。▽稚足彥天皇無男。

故立為嗣。

六十年、天皇崩。明年秋九月壬辰朔丁酉、葬于倭國狹城盾列陵。△

盾列、此云多々那美。▽

元年春正月庚寅朔庚子、太子即天皇位。

秋九月丙戌朔、尊母皇后曰皇太后。是年也、太歲壬申。

九年春二月癸卯朔丁未、天皇忽有痛身、而明日崩。時年五十二。

(中略) 是年、由新羅役、以不得葬天皇也。

(卷九、神功)

足仲彥天皇二年、立為皇后。幼而聰明叡智。貌容壯麗。父王異焉。

九年春二月、足仲彥天皇崩於筑紫檀日宮。時皇后傷天皇不從神教而早崩、以為、知所崇之神、欲求財寶國。

(元年)冬十月癸亥朔甲子、群臣尊皇后曰皇太后。是年也、太歲辛巳。即為撰政元年。

三年春正月丙戌朔戊子、立譽田別皇子、為皇太子。因以、都於磐余。△是謂若桜宮。▽

六十九年夏四月辛酉朔丁丑、皇太后崩於稚桜宮。△時年一百歲。▽冬十月戊午朔壬申、葬狹城盾列陵。是日、追尊皇太后、曰氣長足姬尊。是年也、太歲己丑。

(卷十、応神)

天皇、以皇后討新羅之年、歲次庚辰冬十二月、生於筑紫之蚊田。幼而聰達。玄監深遠。動容進止。聖表有異焉。

皇太后撰政之三年、立為皇太子。△時年三。▽撰政六十九年夏四月、皇太后崩。△時年百歲。▽

元年春正月丁亥朔、皇太子即位。是年也、太歲庚寅。

卅一年春二月甲午朔戊申、天皇崩于明宮。時年一百一十歲。△一云、崩于大隅宮。▽

(卷十一、仁德)

卅一年春二月、譽田天皇崩。

元年春正月丁丑朔己卯、大鷦鷯尊即天皇位。尊皇后曰皇太后。都難波。是謂高津宮。即宮垣室屋弗聖色也。

卅一年春正月癸丑朔丁卯、立大兄去來穗別尊、為皇太子。八十七年春正月戊子朔癸卯、天皇崩。

冬十月癸未朔己丑、葬于百舌鳥野陵。

(卷十二、履中)

大鷦鷯天皇卅一年春正月、立為皇太子。△時年十五。▽八十七年春正月、大鷦鷯天皇崩。

元年春二月壬午朔、皇太子即位於磐余稚桜宮。是年也、太歲庚子。二年春正月丙午朔己酉、立瑞齒別皇子為儲君。

冬十月、都於磐余。

三月壬午朔丙申、天皇玉体不愈、水土弗調。崩于稚桜宮。△時年七十。▽

冬十月己酉朔壬子、葬百舌鳥耳原陵。

(同、反正)

去來穗別天皇二年、立為皇太子。天皇初生于淡路宮。

六年春三月、去來穗別天皇崩。

元年春正月丁丑朔戊寅、儲君即天皇位。

冬十月、都於河內丹比。是謂柴籬宮。是年也、太歲丙午。

五年春正月甲申朔丙午、天皇崩于正寢。

(卷十三、允恭)

雄朝津間稚子宿祢天皇、瑞齒別天皇同母弟也。天皇自岐嶷至於総角、仁惠儉下。及壯篤病、容止不便。五年春正月、瑞齒別天皇崩。

元年冬十有二月、妃忍坂大中姬命、苦群臣之憂吟、而親執洗手水、進于皇子前。(中略)於是、群臣大喜、即日、捧天皇之璽符、再拜上焉。皇子曰、群卿共為天下請寡人。々々何敢遂辭、乃即帝位。

(五年)冬十有一月甲戌朔甲申、葬瑞齒別天皇于耳原陵。

廿三年春三月甲午朔庚子、立木梨輕皇子為太子。

卅二年春正月乙亥朔戊子、天皇崩。時年若干。

冬十月庚午朔己卯、葬天皇於河内長野原陵

(同、安康)

穴穗天皇、雄朝津間稚子宿祢天皇第二子也。一云、第三子也。母曰

忍坂大中姬命。稚淳毛二岐皇子之女也。卅二年春正月、天皇崩。

冬十月、葬禮畢之。

十二月己巳朔壬午、穴穗皇子、即天皇位。尊皇后曰皇太后。則遷都于石上。是謂穴穗宮。

三年秋八月甲申朔壬辰、天皇為眉輪王見殺。辭具在大泊瀬天皇紀。

三年後、乃葬菅原伏見陵。

これまでの区分論では、ほぼ卷十三までを一つのグループに分けることについては、先に確認したとおりで、ここではひとまず従来、同じグループにまとめられた各巻を比較してみる。すでに卷四の中でも検証した天皇の即位表現であるが、基本的には極めて定型の表現で、書き手によって差が生じにくいだけでなく、もし一人の筆で書くならば、何らかの意図を持たない限り、表現に差をつけるのは難しいだろう。しかし、たとえば卷五、六の崇神・垂仁両天皇の場合、卷四の懿徳・孝昭・孝安の三天皇と同じ、「皇太子即天皇位」であるし、卷七、八の景行・仲哀両天皇の場合は、卷四の安寧・孝霊・孝元・開化の四天皇と同じ「太子即天皇位」となっていて、どうも定型文のわりには一定しない。しかも卷七は景行天皇と、成務天皇の二代の天皇紀でできているが、成務天皇の即位記事は「皇太子即位」となっていて、景行天皇の記事と比較しても、「太子」と「皇太子」、「即天皇位」と「即位」というように、まったく異なった表現で、成務天皇紀の特異な様子がうかがえる。天皇が即位する際、これまでの十二代の天皇のうち神武天皇をのぞく十一代の天皇は、すべて「即天皇位」という用語で表記されてきたのに、この政務天皇になって、突然「即位」と表記される理由はいったいどう考えればいいのか。しかもその後の仲哀天皇では、また「即天皇位」となっている。ちなみに、他に「即位」と表記される天皇は、応神・

履中の両天皇であるが、なぜこの三天皇だけ「即位」と記されるのかは、残念であるが未だ考えが及ばない。また、綏靖天皇と同様に「○○尊（皇子）即天皇帝」と記されるのが仁徳・安康の両天皇であるが、これは、両者とも、皇太子にはなっていないからである。

仁徳天皇は、弟の菟道稚郎子が立太子したものの、その自殺により即位することになったため、皇太子（太子）とは書けない。また安康天皇も、立太子した木梨輕皇子の乱行により、結果として自殺した皇太子に代わって即位するので、仁徳天皇同様、「皇太子（太子）即天皇帝」と書けない。よってこのようなケースの処理の仕方としては、ごく当たり前の書き方といえよう。しかし、天皇の名を記す際、仁徳天皇紀では大鷦鷯尊と「尊」で表記するのに対し、安康天皇は穴穗皇子と「尊」の字は使わない。一見同じように書かれているが、やはり差違が認められるのである。

さて他に特殊な例としては、允恭天皇の即位記事で「即帝位」という用語が見られる。これは、他に神武天皇と天武天皇に使われる語で、『日本書紀』の中では珍しい表現とも言えるが、単に珍しいのではなく、この用語にはある種の政治的な意図があるように思える。この允恭天皇の「即帝位」についてはかつて述べたことがあるので、ここでは改めて詳述しないが、中国では、主に革命を起し前王朝を倒して、新たな王朝の初代皇帝が即位する場合に、この「即帝位」が用いられる。また、本来皇帝になるはずではない人間

や、皇位継承順位の低い者が皇帝になる場合などにも用いられる場合がある。『日本書紀』の場合、神武天皇に帝位という語が用いられるのは、初代天皇ということを考えれば当然であり、天武天皇においても壬申の乱を経て即位した経緯を考え、即帝位と記されるのも納得がいく。問題はなぜ允恭天皇が即帝位と表現されたのかである。ひとつは『日本書紀』だけでなく『古事記』もそうであるが、

允恭天皇が即位するにあたり、病気を理由に何度も固辞したが、家臣や後の薦めでやむを得ず即位したという、特異な伝承を持つ天皇であることが挙げられる。また記紀ともに允恭天皇が氏姓を正したことが記され、これは即ち当時としては大きな政治改革でもあり、天皇家が諸豪族を掌握したことを意味する。これについては、『新撰姓氏録』の序にも、当時の諸氏族において「万姓紛紜」していたものが、允恭天皇によって氏姓が定まったことを記すし、『弘仁私記』序においても同様の記述があり、奈良朝から平安朝頃には、允恭天皇の業績及びその存在はかなり大きなものとして捉えられていた可能性は否定できない。このように考えると、この允恭天皇の即位に「帝位」という言葉を用いた意識は、中国での使われ方を意識しての書き方であるし、他の天皇の即位とは、表現として差をつけているわけであるが、たとえば、これだけの歴史認識と表現に対する意識が高い人物が編纂・筆録に携わっていて、なおかつ卷十三以前を一人で担当したならば、先に確認してきたような天皇即位記事

に見られる皇太子と太子の不統一などが果たして起きるのか、という疑問を感じずにはいられないのである。

ところで、もう一つおもしろい例がある。反正天皇の即位記事において、「儲君即天皇位」という表現が見られる。この「儲君」が即位するのは、反正天皇のみであるが、実はその前の履中天皇二年正月条で、「立瑞齒別皇子為儲君」という立太子記事が見える。卷十三以前の立太子記事は、先に確認したように、ほとんど例外なく「立〇〇尊為皇太子」という定型で表現されるのに、ここだけが「皇太子」ではなく「儲君」となっていて、他と比べると明らかに特殊である。その「儲君」が反正天皇の即位記事でも使われているということは、同じ意識で編纂された証拠であり、すなわち同一人物による編纂と考えてもよいのである。しかし一方で、反正天皇の即位前紀では立太子記事で「立為皇太子」と、他の天皇の即位前紀と同じ表現をとっている。この辺の不統一性をみると、編纂筆録が単純な作業ではなく、非常に重層性をもっているようにも感じる。

以上、これまで特に従来の区分論では、同じグループにまとめられた卷十三以前の天皇即位記事及び立太子記事に注目して検討を重ねてきたが、このようにいわば定型文として、規則的・機械的に書かれている記事であっても、細かな差違が多く見られ、文章の性格としてはやや複雑な様相を呈していることを確認してきた。

ただ、これは従来の区分論を否定するものではなく、あくまでも視

点を変えることで、今までの区分論によって分けられたグループが、更に細かく分類できる可能性を示唆しているということである。

ここで第二節でも検討した置き字の問題にも少し触れておきたい。卷五以降は、欠史巻ではないので、多くの記事の中に多くの置き字が用いられているが、ここでは、特に先に検討した遷都記事及び御陵（崩御）記事に絞って検討する。欠史八代では、崩御記事に地名が記される場合はなかったが、卷五以降では、そのようなケースも見られるので、御陵記事に準じて崩御記事も参考にする。欠史八代巻では、「於」のみを使用するのが安寧・懿徳・孝昭の三天皇紀であったが、これと同じパターンに属するのが、垂仁・神功・反正の三天皇（皇后）紀である。対して、開化紀同様どちらにも「于」の文字を使うのが、仁徳紀である。そして、孝安・孝靈・孝元の三天皇紀と同様に、遷都記事は「於」、御陵（崩御）記事は「于」と使い分けるのが、崇神・履中の両天皇紀である。おもしろいことに、遷都記事には「于」、御陵記事には「於」を用いるというパターンは、欠史八代にも卷五から卷十三までの各天皇紀にも見られない。

ただし、景行・政務・仲哀・応神・允恭の各天皇紀については、いずれも遷都記事がないので今回の検討からは除外したが、允恭紀においては、先代の反正天皇の御陵記事と、当の允恭天皇の御陵記事の二つの御陵記事があるが、反正天皇のそれでは「于」う、允恭天皇自身のそれでは「於」を使うという、他にはない文字遣いが認め

られる。また、安康紀は遷都記事では「于」を使うが、御陵記事では置き字を用いないので、やはり除外した。この問題は、簡単には結論付けられないものの、当然書き手の書き癖というような問題も考慮する必要がある、少なくとも同一人物が、このような三つのパターンを書き分けていたとは到底考えられないのである。

四 卷十四以降の記事の比較

さて、ここまでは、従来の区分論が一つのグループとして分類してきた卷三から卷十三までの、比較的定型の文言を比較して考察を行ってきたが、ここで、このグループとは別のグループとして分類されてきた卷十四から卷二十一についても、少し見ていきたい。

ここでも、まず前節でも行った、天皇即位記事を中心に注目してみたい。煩雑を避けるために、ここでは、即位記事だけを抜き出して、羅列してみる。

(卷十四、雄略)

十一月壬子朔甲子、天皇命有司、設壇於泊瀬朝倉、即天皇位。

(卷十五、清寧)

元年春正月戊戌朔壬子、命有司、設壇場於磐余甕栗、陟天皇位。

(同、顯宗)

元年春正月己巳朔、大臣・大連等奏言、皇太子億計、聖德明茂、奉讓天下。(中略)乃召公卿百寮於近飛鳥八釣宮、即天皇位。

(同、仁賢)

元年春正月辛巳朔乙酉、皇太子、於石上広高宮、即天皇位。

(卷十六、武烈)

於是、太子命有司、設壇場於泊瀬列城、陟天皇位。

(卷十七、繼体)

及至踐祚、厚加荒籠籠待。甲申、天皇行至樟葉宮。

(卷十八、安閑)

廿五年春二月辛丑朔丁未、男大迹天皇、立大兄為天皇。即日、男大迹天皇崩。

(同、宣化)

二年十二月、勾大兄広国押武金日天皇崩無嗣。群臣奏上劔鏡於武小広国押盾尊、使即天皇之位焉。

(卷十九、欽明)

冬十二月庚辰朔甲申、天国排開広庭皇子、即天皇位。

(卷二十、敏達)

元年夏四月壬申朔甲戌、皇太子即天皇位。

(卷二十一、用明)

十四年秋八月、淳中倉太珠敷天皇崩。九月甲寅朔戊午、天皇即天皇位。宮於磐余。名曰池辺雙槻宮。

(同、崇峻)

八月癸卯朔甲辰、炊屋姫尊與群臣、勸進天皇、即天皇之位。

以上、雄略天皇以降、崇峻天皇までの即位記事を眺めてきたが、先に検討してきた卷十三以前の即位記事とは、相当に異なる表現であることは一目瞭然である。たとえば雄略天皇の場合は、それまでに一度も出てこない「設壇於泊瀬朝倉」という表現が用いられ、次の清寧天皇即位にも、ほぼ同じ表現と考えてよい「設壇場於磐余甕栗」が用いられる。この一変ぶりは、やはり従来の区分論の指摘を見るまでもなく、明らかに卷十三と十四の間に、何らかの隔たりがあると考えざるを得ない。顕宗天皇以下も、同様に卷十三以前に用

いられた、定型の「皇太子即天皇位」などの表現は少なく、わずかに、卷十九の欽明天皇が、仁徳天皇や安康天皇と同じ、「皇子の名+即天皇位」というパターンをとる。仁徳天皇や安康天皇が、本来皇太子にはなっていなかったのに、皇太子が即位できないという不測の事態で、即位に至ったために定型表現である「皇太子即天皇位」という書き方ができなかったことは、先に確認してきたとおりであるが、この欽明天皇も、そもそも立太子していない、嫡子であることが、即位前記に記されているため、同様の措置がとられたものと考えられる。その意味では、欽明紀の編纂・筆録は、卷十三以前のグループと同じ方針であるとも言えよう。また、敏達天皇は、まさに卷十三以前の定型表現そのままの「皇太子即天皇位」で即位が語られる。更にここで注目したいのは用明天皇の即位で、形の上では、卷十三以前にも多く見られるパターンで、まず先代の天皇崩御の記事があり、次いで天皇の即位した事実が「即天皇位」の定型表現で簡潔に記されるのであるが、これまでのパターンはすべて皇太子(太子)または、〇〇尊が即位するのであるが、何故か用明天皇だけは「天皇即天皇位」と、「皇太子」ではなく「天皇」が即位するという表現をとる。確かにこれまでの即位前記の中にも、まだ即位していない段階で、文章の主体を便宜的に「天皇」と記す例は多々あるが、即位の記事に主体を「天皇」と表現したのはここだけである。これは『日本書紀』の中で特殊であるというだけでなく、やはりおかし

な表現であることは間違いない。天皇が天皇に即位するという表現が、果たして日本語として、あるいは漢文として成り立つのであるか。ただ、この表現が正しいか否かは別にしても、この用明天皇及びその直前の二代、欽明・敏達の両天皇と、この三代の天皇即位についての記事は、いわゆる従来の区分論でひとまとまりにされている、巻十四、雄略天皇から巻二十一、崇峻天皇までの一群の中では、極めて異質であり、即位表現だけに注目すれば、用明天皇のようにやや表現上問題はあっても、巻十三以前のグループと性格を同じにするのである。その点では、仮に巻十四から巻二十一を一つのグループと見なしたとしても、到底同一人物による編纂が行われたとは考えにくいのである。

五 区分論の問題

さて、ここまで従来の「区分論」が『日本書紀』の編纂を考える手段として、未だ有効な手段とはなっていないのではないかと、という観点で検討を行ってきたが、果たして、これまでの「区分論」に従ったグループの中でも、天皇紀ごとに細かく分析してみると、大きな相違が見られた。これまでの「区分論」が巻単位での区分を大前提にしていたわけであるが、むしろここまでの考察を見る限り、巻単位という前提は捨て、天皇紀を一つの単位にした考察が、今後深められるべきことを示している。ただ、それでは、『日本書紀』

の文章の性格は天皇紀単位で考えれば、把握できるのかといえ、必ずしもそう単純ではない。たとえば、即位前紀をどのように取り扱うのかは、大きな問題である。確かに体裁の上では、一つの天皇紀の中に即位前紀が含まれてはいるが、例えば、即位前紀と、元年以降の文章の間に、少なからず不統一性などが確認できることを考慮した場合、確かに清書化の段階では、即位前紀十元年以降の記事で、一代の天皇紀が構成されてはいるが、だからといって、同時に、また同一人物の手によって成立したとは言えないのである。編纂の問題を考える時の一番の問題は、清書化の作業と混同しないことであるが、この即位前紀の扱いは、まさにその問題を大きくはらんでいることになる。したがって、天皇紀単位という考えも、あくまで一つの切り口であり、それをそのまま編纂作業に還元するわけにはいかないのである。

また、現在まで行われてきた、編纂論に区分論を用いようとする研究では、区分論によって導き出された大きなグループ単位で編纂するというものを考えようとしてきた。しかしこれまで考察したように、一つのグループでも、多様な用字・用語が見られ、なかなか一つのグループが、同時期に同一編纂者（必ずしも個人である必要はないが）の下で行われたと考えるのは困難であると言わざるを得ないが、さらにそう考える根拠を二、三付け加えておくと、たとえば、同じグループに属するとされてきた、垂仁・景行・政務の歴代天皇の巻

を見てみると、垂仁天皇九十九年秋七月に垂仁天皇崩御の記事があるが、そのほとんど直後にあると言ってよい、景行天皇即位前紀では、九十九年春二月に垂仁天皇が崩御したとある。また、景行天皇五十一年秋八月条に、稚足彦尊（後の成務天皇）が立太子した記事を書けるが、成務天皇即位前紀では、四十六年に立太子したと書かれており、ここにも齟齬がある。これは、少なくとも単純な書き間違いというようなレベルではなく、もし異なる原資料があつたとしても、同一の編纂者が編纂を行えば、このような食い違いはでてこないだろう。なぜなら、このような箇所を統一するのが歴史の編纂に他ならないからで、考えられるのは、それぞれの巻（天皇紀）を別々の編纂者が作ったか、一人（あるいは同一グループ）の編纂者が編纂してはいるが、その作業は、原資料（あるいは草稿）をそのまま写しただけかである。もし後者であるなら、その作業を編纂と呼ぶべきかは、また別の考察が必要になるが、すくなくとも、従来の区分論で分類されたグループが、編纂上のグループ分けにつながるとは言い難いのである。また、この三代の天皇紀相互においては上記以外の齟齬だけでなく、天皇の年齢計算上の齟齬なども多々見られるが、これは、どこまで厳密に編纂作業が行われているか、まだ不明である以上、編纂の問題かどうかはわからないので、ここでは問わない。

以上は二つの巻、あるいは天皇紀にまたがる問題であつたが、次

に示す問題もどのように考えるべきか難しい問題である。それは『日本書紀』の文章の複雑かつ重層的な性格を示し、今後の課題にしたいのであるが、たとえば、第二節でも取り上げた「太子」と「皇太子」の問題もそうである。このように『日本書紀』の文章の中には、同じ天皇紀の中で、同一の人（物）を示す用語が異なるケースが多々ある。少し前では「皇太子」と書いていながら、いざ即位するときは「太子」と書いたりするのは、その典型であるが、これと同じような現象は、第二節で取り上げた欠史八代だけではなく、たとえば、武烈天皇の巻でも同様のことが見られる。それは、即位前紀の最初の部分で「立為皇太子」と、他の天皇紀でもしばしば見られる定型の立太子記事があるにもかかわらず、同じ即位前紀の最後の部分では、

於是、太子命有司、設壇場於泊瀨列城、陟天皇位。

と、即位記事では「太子」となっているのである。これは景行天皇紀でも同様の現象があるのであるが、景行天皇紀の場合は立太子記事は即位前紀、即位記事は元年の記事と分かれているので、あるいは、即位前紀は別人の筆、あるいは別資料というようなことも考えたのであるが、この武烈天皇の即位前紀を見ると、同じ即位前紀の文章中のことであるから、一概にそうとは言えず、むしろ『日本書紀』の文章はどここの部分を抜き出しても、複数の筆、または様々な資料で構成されている可能性を感じさせるのである。

六 まとめ

以上、『日本書紀』の文章を、これまでの区分論の立場を踏まえつつ、それを編纂の問題とどのように関連づけて考えるべきかを検討してきた。その方法としては、まず、できるだけ各巻、各天皇紀に共通して出てくる記事及び用語に注目をし、比較検討を行った。

すなわち、天皇即位記事や立太子の記事であり、あるいは、遷都記事及び御陵（崩御）記事に用いられる置き字である。これらの検討を通して見えてきたのは、従来の区分論で区分されたグループ内でも、必ずしも統一された書き方がなされてはおらず、一つのグループの中でも、さらに細かく性格が分かれてくるということを確認した。特に一つの巻に収められている欠史八代の各天皇紀を比較すると、それぞれの天皇紀でも性格の相違が認められ、同様に巻五以降天皇紀ごとの比較においても、必ずしも同じ巻に収められている複数の天皇紀が同じ性格を持っているとは言い難いことも確認してきた。これはすなわち、編纂・筆録という作業が、各巻単位というよりは、各天皇紀を単位として行われていた可能性を示唆すると同時に、これまでの区分論によるグループ分けが、編纂論には直結しないことを意味する。

ただし、これまでの区分論が、『日本書紀』を分析する上で、有効な手段でないとは言えない。たとえば、これまでの様々な区分論が、安康天皇と雄略天皇の間に明確に線を引いたように、明らかに

その線の前と後では、たとえば天皇即位表現一つとっても、全く様相を異にしている。ただ、従来から指摘されているように、この雄略天皇を一つ起点にして歴史的な区分を考えるのは、何も『日本書紀』研究においてだけではない。たとえば、岸俊男氏の「画期としての雄略朝」などによる指摘が特に著名であるが、『万葉集』がなぜ雄略天皇の御製歌で始まるのか、『日本書紀』が、なぜ雄略天皇の時代の小子部栖軽の話から始まるのか、という問題と、実は底流では繋がっている問題だと認識すべきである。これは、『日本書紀』の暦法が、少なくとも雄略紀直前の安康天皇三年八月条の安康天皇崩御記事から元嘉歴が用いられ、それ以前、少なくとも仁徳天皇八十七年十月までは儀鳳歴が用いられていることが既に指摘されているが、このようなことももちろん無関係ではあるまい。

この問題は、むしろ編纂者の相違という問題よりも、歴史をどこから記すのかという問題や、いつその歴史が記録されたのかという問題と深く関わってくるのであろう。したがって必然的に編纂者の相違ということも結果として出てくるのであるが、今回検討した区分論の問題は、むしろ原資料がいつ成立したかという問題に帰結するのではないかと考える。これについては、まだ別の検討を要するので、機会を改めて考察したい。

(注)

- 1 『続日本紀』の引用は、岩波書店の新日本古典文学大系本によった。以下同じである。
- 2 『日本書紀』の引用は、岩波書店の日本古典文学大系本によった。ただし、へくは分注を示す。また一部文字を改めたところがある。以下同じである。
- 3 『古事記』の引用は、岩波書店の日本古典文学大系本によった。また一部文字を改めたところがある。以下同じである。
- 4 森博達『古代の音韻と日本書紀の成立』、大修館書店、平成三年七月、同『日本書紀の謎を解く』、中公新書、平成十一年十月、他
- 5 前掲『日本書紀の謎を解く』
- 6 太田善磨「日本書紀の分注に関する考察」(『帝国学十院記事』511)、昭和二十二年三月
- 7 鴻巣隼雄「日本書紀の編纂に就いて——特に使用語句を通じて見たる——」(『日本諸学研究』3)、昭和十四年九月、後に日本文学研究資料叢書『古事記・日本書紀I』、有精堂、昭和四十五年十二月に収載。
- 8 岸俊男「画期としての雄略朝——稲荷山鉄剣銘付考——」(岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究』上、塙書房、昭和五十九年五月)、後に『日本古代文物の研究』、塙書房、昭和六十三年一月に再録。